

不正競争防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十四号）の施行期日を平成二十八年一月一日とすること。

政令第 号

不正競争防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

不正競争防止法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年一月一日とする。

理 由

不正競争防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。

不正競争防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○不正競争防止法の一部を改正する法律(平成二十七年七月十日法律第五十四号)

(抄)

.....
1

○不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十七年七月十日法律第五十四号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

不正競争防止法の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は、平成二十八年一月一日に施行することとする分)

第一 営業秘密を不正に使用して生産された物の譲渡等に係る措置

不正競争の定義に、技術上の秘密を不正に使用して生産された物を譲渡する行為等（当該物を譲り受けた時に当該物が不正使用行為により生産された物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者が譲渡する行為等を除く。）を追加すること。
(第二条第一項第十号関係)

第二 技術上の秘密を取得した者の当該技術上の秘密を使用する行為等の推定

被告が悪意又は重過失により生産方法等に係る営業秘密を取得した場合に、当該営業秘密を使用する行為により生ずる物を生産等したときに、被告が当該営業秘密を使用してその物を生産等したものと推定すること。
(第五条の二関係)

第三 除斥期間の延長

営業秘密を不正に使用する行為に対する侵害の停止又は予防を請求する権利について、その行為の開始のときから二十年で消滅するものとする。
(第十五条関係)

第四 罰則の見直し

一 営業秘密侵害に係る罰則について、罰金額の上限を二千万円に引き上げ、法人処罰に係る罰金額の上限についても五億円に引き上げること。
(第二十一条第一項及び第二十二条第一項第二号関係)

二 不正の利益を得る目的で、又は営業秘密を保有する事業者に損害を加える目的で、営業秘密の不正開示が介在したことを知って当該営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者を、罰則の対象とすること。
(第二十一条第一項第八号関係)

三 不正の利益を得る目的で、又は営業秘密を保有する事業者に損害を加える目的で、営業秘密を違法に使用して生産された物を譲渡等した者(当該物が違法使用行為により生じた物であることを知らないで譲り受け、当該物を譲渡等した者を除く。)を、罰則の対象とすること。
(第二十一条第一項第九号関係)

四 営業秘密侵害に係る罰則のうち、日本国内において事業を行う事業者が保有する営業秘密を日本国外において不正に使用等する行為に対する罰則について、罰金額の上限を三千万円に引き上げ、法人処罰に係る罰金額の上限についても十億円に引き上げること。

(第二十一条第三項及び法第二十二条第一項第一号関係)

五 営業秘密侵害について、その未遂行為を罰則の対象とすること。

(第二十一条第四項関係)

六 営業秘密侵害に係る罪を、非親告罪とすること。

(第二十一条第五項関係)

七 日本国内において事業を行う事業者が保有する営業秘密について、これを日本国外において不正に取得する行為等を、罰則の対象とすること。

(第二十一条第六項関係)

八 営業秘密侵害により生じた財産等を没収することができるものとすること及びこれに関する所要の手続を整備すること。

(第二十一条第十項から第十二項まで及び第七章から第九章まで関係)

第五 その他

所要の規定の整備を行うこと。

第六 附則

一 この法律の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。

(附則第二条から第五条まで関係)

三 関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第六条及び第七条関係)